

項		目	
前 文	制定の趣旨	前文	
第1章	総 則	第1条	目的
		第2条	基本理念
		第3条	基本方針
		第4条	条例の位置付け
第2章	議会及び議員の活動原則等	第5条	議会運営の原則
		第6条	議員の活動原則
		第7条	委員会
		第8条	会派
		第9条	議決・説明責任
第3章	市民と議会の関係	第10条	会議の公開等
		第11条	広報及び広聴の充実
		第12条	市民参画の促進
		第13条	情報公開の推進
		第14条	請願及び陳情
第4章	議会と市長等との関係	第15条	市長等との関係の基本原則
		第16条	会議における質疑応答
		第17条	政策等の監視及び評価等
		第18条	重要な政策等の説明及び審議
		第19条	予算・決算審議における説明
		第20条	法第96条第2項の議決事件
		第21条	議員の文書による質問
第5章	議会の機能強化	第22条	議員研修
		第23条	議員相互の討議の推進
		第24条	学識経験者等の活用
		第25条	調査機関の設置
		第26条	予算の確保
第6章	議会改革の推進	第27条	議会改革の継続的な取組
第7章	議員の政治倫理	第28条	議員の政治倫理
第8章	議会事務局等の体制整備	第29条	議会事務局の体制整備
		第30条	議会図書室
第9章	議員の定数及び議員報酬	第31条	議員の定数
		第32条	議員報酬
第10章	政務活動	第33条	政務活動費
第11章	補 則	第34条	条例の見直し